

令和7年香美市議会定例会

10月臨時会議会議録

令和7年10月31日 金曜日

令和7年香美市議会定例会10月臨時会議会議録

招集年月日 令和7年10月31日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月31日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	9番	舟谷千幸
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	村田珠美	17番	山崎真幹
8番	小松孝	18番	小松紀夫

欠席の議員

16番 山本芳男

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	税務収納課長	猪野高廣
副市長	村上真祥	建設課長	野村文紀
総務課長	竹崎澄人	農林課長	川島進
企画財政課長	黍原美貴子		

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜田正彦	教育振興課長	前田薫
教育次長	中山泰仁		

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	入野美紀		

市長提出議案の題目

議案第79号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第5号）

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和7年香美市議会定例会10月臨時会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和7年10月31日(金) 午前9時30分開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第19号 住宅新築資金及び宅地取得資金貸付における訴えの提起
について

報告第20号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第79号 令和7年度香美市一般会計補正予算(第5号)

会議録署名議員

3番、中平麻衣君、4番、西村剛治君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから、令和7年香美市議会定例会を再開し、10月臨時会議を開会します。

報告します。16番、山本芳男議員は、欠席という連絡がございました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議いただいております。協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定いたしました。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、3番、中平麻衣議員、4番、西村剛治議員を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第19号及び第20号のとおり報告がございました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、議長報告書のとおりでございます。

日程第3、報告第19号、住宅新築資金及び宅地取得資金貸付における訴えの提起についてから、日程第4、議案第79号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第5号）まで、以上3件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和7年香美市議会定例会10月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会議に提案します議案について、御説明いたします。

報告第19号は、専決処分事項の報告について、住宅新築資金及び宅地取得資金貸付

における訴えの提起についてです。

報告第20号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第79号は、令和7年度香美市一般会計補正予算（第5号）です。

以上、報告2件、議案1件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） これですら市長の提案理由の説明を終わります。

これから、報告第19号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） まず、全体の認識をはっきりさせたいのですが、450万円の住宅新築資金を貸し付けて、それから宅地取得資金で250万円を貸し付けたと、制度上、国と県の補助事業で、381万6,000円と201万5,000円のお金が補助金で来たとして、その差額等が市の持出しという認識でいいのかどうか。それから、土地と建物の差押えをしているわけですから、その処分をすれば、一定現金化することができるかどうかも含めて、その辺の見通しをお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 笹岡優議員の御質問にお答えします。

議案細部説明書に、非常に長い説明文を書かせていただきました。3分の2ぐらいのところをちょっと見ていただきたいと思います。

相続人は子の3人で、相続人B（訴外）は平成20年4月から重疊的債務引受をしており、令和7年10月現在も納付を続けています。本年4月1日現在の残高は、住宅新築資金と宅地取得資金の合計が87万2,330円となっております。これ以降も毎月支払いをしておりますので、その額からは減っておる格好になっておりまして、相続人が3人おるうちのBが支払いをしておると。Aも相続人になりますが、この議案細部説明書のとおり何の音沙汰もなかったため、もしBに何かあったときのために、この者から徴収することができるように手続を取ったところ、今回の専決処分事項の報告になったと。内容証明郵便をそのまま受け取って、何もなければ債務があることを本人が認めたことにはなりませんけれども、認めなかったために訴訟へ発展したということで、訴訟に発展したことによりまして、債務があることを本人が認めたということになります。現在支払いを続けているBが、今後もそのまま支払いを続けていくと、あと一、二年で償還すると見越しております。

それから、土地を差押えしておりますけれども、もしBに何かありまして、亡くなったりして支払いが滞った場合は、Aに支払いを請求する格好になりますが、支払いを請求してもAが何も支払わなかった場合は、その差押えしております土地と建物を競売にかけまして、債権の回収を図るという準備ができております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 前に提案してきて、司法書士をこの住宅新築資金については3人構えて、司法書士に市と借手の方との間に入っていただいて調整をやってきた経過もありますが、現在もそれをやっているという認識でいいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

司法書士3人と契約を結んで、現在も2か月に一遍、債権回収部会で相談しまして、回収方法などを習っております。間に入ってもらうのではなくて、回収する際の法的手段について間違いがないかというようなこととか、裁判所へ書類を提出しなければならない場合、司法書士に頼んで手続をしてもらっておるという関係でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 少し関連して伺います。

Aの督促異議申立ての趣旨等について、お分かりであったら教えてもらいたいのと、現在、訴訟についてはもう担当がやっているのか、そこら辺のところですね。大体、訴訟事務は職員がやっているようなことを、大分前に聞いたことがあります、そこら辺をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

内容付証明を送りまして、本人には届きました。その後、本人から督促異議申立書が裁判所に提出されたことにより、訴訟に発展したということになります。裁判の日程は12月5日だったかな、呼出しを受けておりますので、職員2人で裁判所へ原告として行くようになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 裁判は職員対応ですということ、大体、最近の流れはそうだと思いますが、時効の援用とか様々な部分で、あまりこれは当てはまらないと思うんですけども、係争の中身になるところが、こちらとしてはあまりないように思うんですけども、そこら辺はどういう認識なのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 今回、裁判になりましたのは、私どもが、あなたも相続人なので、住宅新築資金の債務をあなたにも支払ってもらう権利というか、それがありますよということで支払い督促を出したんですけども、それに対して異議申立て

が出てきたということですので、相続人である限りは裁判に負けることはないと思っております。判決をいただけるものと思っておりますが、裁判官がどういう判断を下すかは分かりませんので、和解とか調停とか、何かそういうふうになささいということであれば、また後日、専決処分事項の報告になるかもしれませんが、議会の場での報告が必要になってくるということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ちょっと教えていただきたいんですけども、今回の専決処分事項の報告については、起訴を行うということだけの報告と、この文面からは読み取れるんですけど、これに係る費用等についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 支払い督促に対する異議申立てが出された時点で、もう裁判に移るということは法律上決まっております。その裁判手続に関する費用、今は市の予算で書類費用とかを裁判所に支払っておりますので、判決の結果こちらが勝ちましたら、被告に払っていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第19号についての質疑を終わります。

次に、報告第20号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第20号についての質疑を終わります。

お諮りします。議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、今臨時会議に提案された議案は、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第4、議案第79号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎真幹君） それではお尋ねしたいと思います。

議案第79号の16ページ、3の2の1の12節、議案細部説明書7ページでございます。

美良布保育園に関する耐震診断委託業務ですけれども、この理由について、保護者アンケートの結果、耐震性に関する懸念の声が寄せられたことからということで、現園舎は平成18年1月に実施した耐震診断では耐震性ありと。昭和52年だったかな、にできた鉄筋コンクリート製のものですね。

10月26日の保護者説明会の中で、それまでの経過とか現案についての話があって、今後の方針について意見をいただいた後で、事務局から、大規模改修ということが保護者アンケートで出ていましたけれども、それについて皆様はいかがでしょうということ問いかげがあったときに、それでもいいと、異論がなかった、一家族からそれについては異論がありませんとあったわけです。全部で8人が出席しておりまして、家族の方もいたと思うのでそれも含めて、皆様からそれについての異論は出なかったということです。

一方で、今回、愛と勇気の物語のまちの財政事情ということで、来年度の予算編成においてキャップもかけていきたいという説明もありました。もし、この耐震診断で耐震性ありと、少し手を加えなければいけないけれども耐震性ありという結論が出れば、大もう規模改修の方向性一択で、今後の説明はそれを主流にして説明していったほうがいいんじゃないかなと思いました。

なぜかというと、保護者もできるだけ早い決断というか、現状の子供たちがどうなるのかの早い決定を望んでいたように思います。新しく建てた場合でも最速で令和11年度、そして、新たに場所を選定してやった場合には令和13年度で最速という説明もありました。じゃあ、耐震化で大規模改修をやったらどうですかということで、その期間については早ければ令和8年度中ということもありましたので、そういう方向性で取り組むべきだと考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

美良布保育園建設事業につきましては、現地建て替えにより、令和11年4月開園を目指すという基本方針を持った上で、令和8年5月をめどに建設基本計画の改定を予定しており、本年中に再設置を予定しております建設検討委員会に、改定内容について諮問をするように計画しております。

今回の耐震診断につきましては、本年9月に美良布保育園保護者に対して実施した建設事業に関するアンケート調査で、現園舎の耐震性に関する懸念の声が上がったこと、開園目標時期が1年間延期となったことから実施するものであり、耐震性ありと診断された前回の診断以降の施設劣化状況、建て替えまでの間の現園舎の安全性を確認することを最大の目的としております。

大規模改修につきましては、先日開催しました保護者意見交換会で御説明したところ、

2人の方から明確に大規模改修でも良いという旨のお答えをいただいたとともに、複数の方がうなずかれているような状況でありました。

今回の補正予算に議決をいただき耐震診断を実施した場合、診断結果が出るのは令和8年3月になるものと想定しておりますが、先般実施しましたアンケート調査でも、大規模改修は現園舎での保育を伴う現地建て替えに次ぐ支持をいただいていたので、保護者の声として、大規模改修の選択肢を建設検討委員会にお示しすべきものであると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） そうですよね、実際にそのような取扱いをして、二つというか、大規模改修も一つの方向性であるという説明をしていただければと思います。実際、その大規模改修は、耐震診断が駄目だったらいかんわけですけども、それがオーケーであるならば、これまでの案で例えば事業費として10億円とか9億円とか8億円、その中で本市の持出しが3億円、3億円、2億円みたいなところがやっぱり随分軽減されて、そのお金というのは、当然、同じ教育委員会内でほかの事業にも使えますし、やはりそういう方向で現下の状況ではいかなければ駄目だと思っております。ちなみに、昭和52年だったと思いますが、鉄筋コンクリート。ちょっと調べましたけれども、山田小学校の校舎が、うろ覚えですが昭和36年の鉄筋コンクリートで、いまだに耐震があって使っていますので、使えるようでしたらそういう方向性で。これは意見ですので答弁は要りませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 美良布保育園のことで関連してお尋ねいたします。

今回、診断をするわけですけども、前回も診断をしてオーケーだったということで、その基準の数値がどうだったのかが分かればお伺ひしたいのと、そうであっても築48年に今なっているわけで、住民要望の中にも新しい園舎ということがあったのではないかと思いますけれども、新園舎を別の場所に建設する選択肢も、私も9月の保護者説明会へ行きましたけれども、そのときに執行部は、新園舎を別の場所へという選択肢も説明されていました。そのときにも意見が出ましたけれども、選択肢もあり得るという認識で良いかどうか、まだ建設検討委員会もこれからでございますが、その辺りをお伺ひします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

前回の耐震診断につきましては、耐震性ありという報告で把握しておりますが、詳細の数値等につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

あと、新園舎を別の場所に建設するという選択肢につきましては、これまで御説明してきたとおり、建設用地の取得に時間を要すること、周辺住民との合意形成が不確実であることなどから、現状では選択肢として考えてはおりません。

以上となります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 確認させていただきたいんですけども、今回、耐震診断をするのは、前回やってから20年ぐらいたっているし、公共建築物においては10年に一度が推奨されているという中で、20年ぶりにやるのは理にかなっていると思います。ただ、結果的に耐震性なしと出た場合、それでも改修案というものは検討委員会に諮るのでしょうか。それとも、耐震性ありの場合だけ建設検討委員会に上げることになるのか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

耐震診断を行った結果、耐震性なしと出ましたら、建設検討委員会に大規模改修という選択肢の提案は想定しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 16ページでお聞きいたします。9の1の3の12節、議案細部説明書は4ページになっております。

この中で、入札不調により着手が遅れたということで、来年度予算を計上していくことになっておるようですけども、来年度にまたこういうことになってもしけませんので、どういう状況なのかをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 野口消防長。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

5月に行われました1回目の入札は不調でございます。7月の2回目については不落となっております。3回目につきましては11月に予定をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 3回目を11月に予定しておるということですが、それで落札されたらできるという形ですか。確認いたします。

（消防長、野口正一君、自席にてうなずく）

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て議了しました。

以上をもちまして、10月臨時会議を終了し、令和7年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前 9時57分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議長

署名議員

署名議員